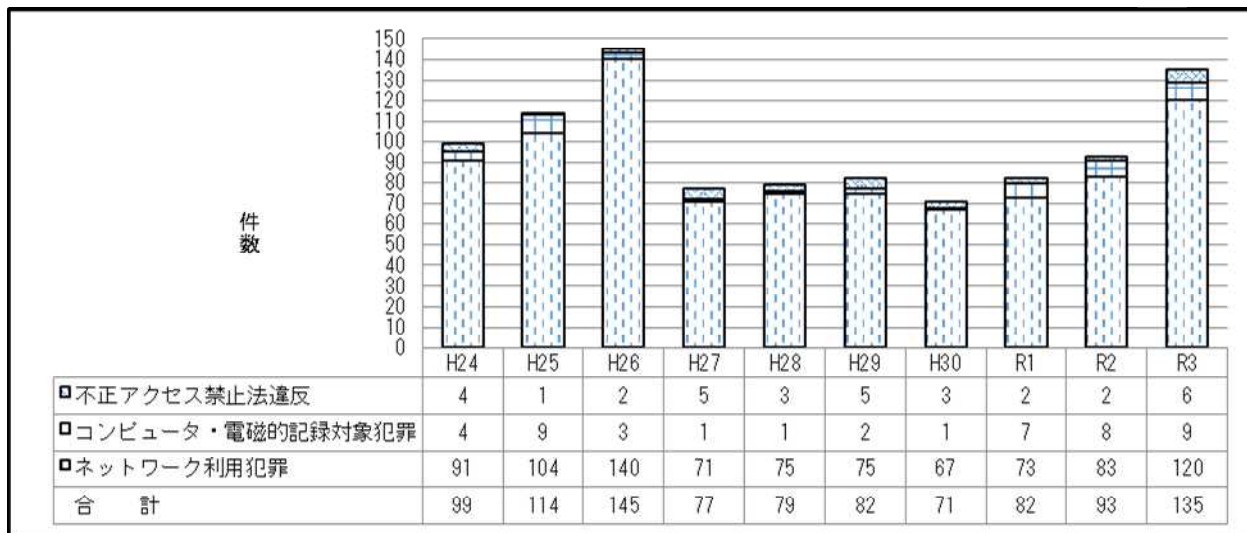


第13 サイバー犯罪の特征的傾向

1 サイバー犯罪の検挙状況

サイバー犯罪の検挙件数の推移については、図表 69 のとおり、令和 3 年中は 135 件（前年比+42 件）であった。

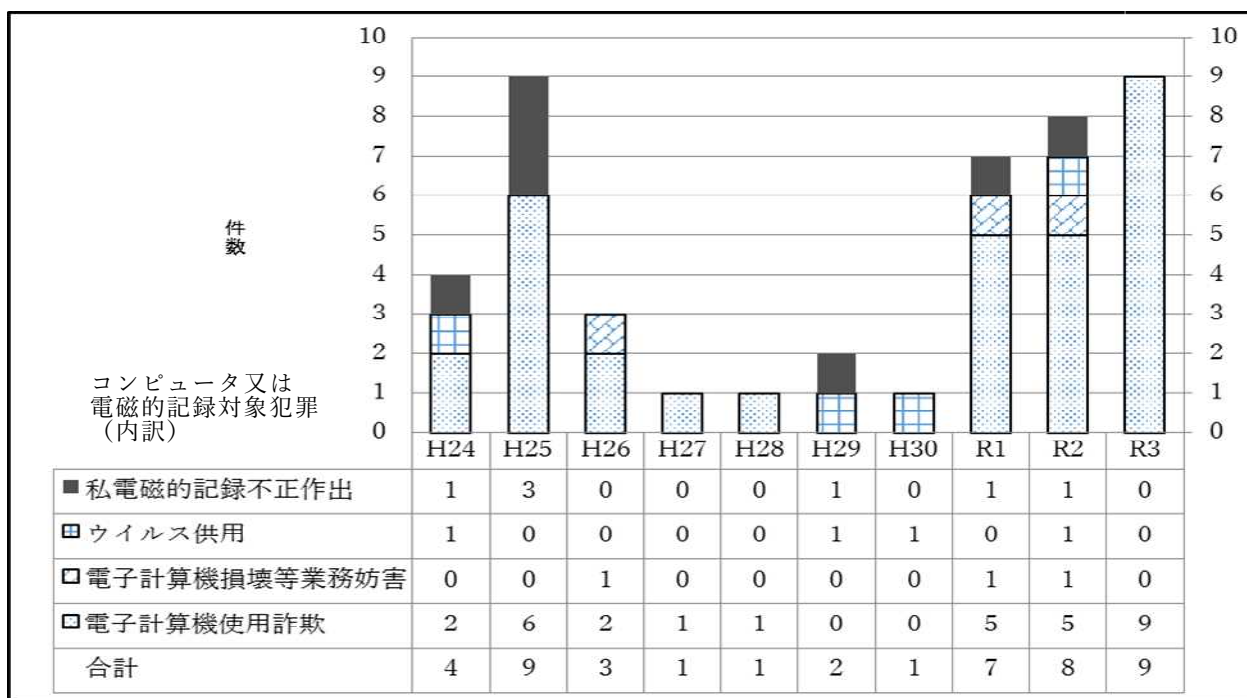
（図表 69） サイバー犯罪の検挙状況の年別推移



(1) コンピュータ又は電磁的記録対象犯罪の検挙の内訳

コンピュータ又は電磁的記録対象犯罪については、図表 70 のとおり、令和 3 年中は 9 件（前年比+1 件）であった。

（図表 70） コンピュータ又は電磁的記録対象犯罪の検挙状況の年別推移



(2) ネットワーク利用犯罪

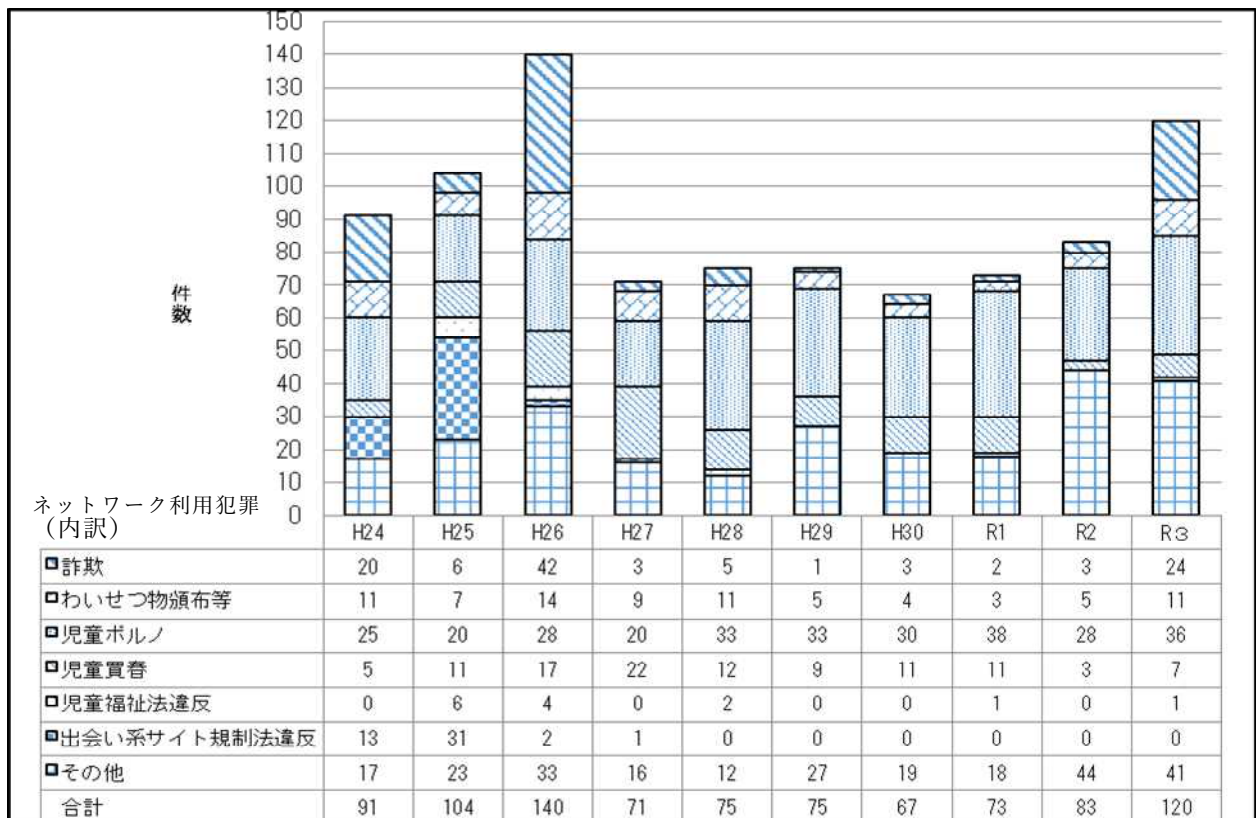
サイバー犯罪のうち、犯行にインターネットが利用されているネットワーク利用犯罪については、図表 71 のとおり、平成 26 年をピークに減少し、平成 27 年から令和 2 年までは若干の増減があるものの、ほぼ横ばいに推移していたが、令和 3 年は 120 件（前年比+37 件）と再び増加に転じた。

内訳は、児童ポルノ事犯の検挙が前年と同様に最も多く、新型コロナウイルス感染症の持続化給付金の不正受給等により、詐欺の検挙が大幅増加した。

その他の罪種は、主に有償で預貯金通帳等を他人に譲り渡すといった犯罪による収益の移転防止に関する法律違反が 12 件（前年比+7 件）と大幅に増加した。

(図表 71) ネットワーク利用犯罪の検挙状況の年別推移

(検挙事件のうち主な犯罪のみ掲載)



主な検挙事例

- ショッピングサイトに係る私電磁的記録不正作出・同供用事件【飯田署】
- 持続化給付金不正受給に係る詐欺事件【上田署】【駒ヶ根署】【松本署】

2 インターネットバンキングに係る不正送金事犯

(1) 不正送金事犯の発生状況

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況の推移については、図表 72 のとおりである。

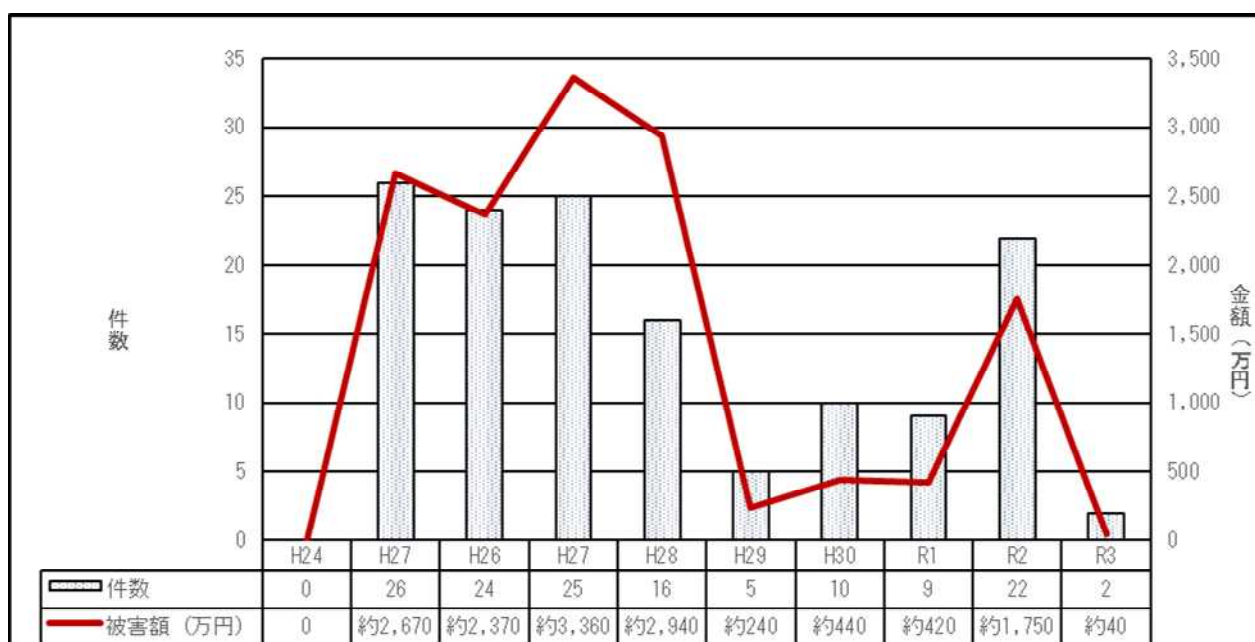
県内のインターネットバンキング不正送金事犯は、平成 27 年をピークに件数、被害額ともに減少傾向にあったが、令和 2 年中の発生件数は 22 件、被害額は約 1,750 万円と大幅に増加した。

令和 3 年中の発生件数は 2 件（前年比-20 件）、被害額は約 40 万円（前年比約-1,710 万円）と一転して大幅に減少した。

令和 2 年の増加の要因は、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する電子メールやショートメッセージ（SMS）を送りつけて、ID、パスワードをだまし取る手口が大幅に増加し、被害が拡大したもの。

令和 3 年の減少の要因は、警察や金融機関による広報啓発活動により、フィッシング手口が県民に周知され、抵抗力が高まったものと考えられる。

(図表 72) インターネットバンキング不正送金事犯の発生状況の年別推移



(2) 不正送金事犯対策

令和 3 年の手口は、ID、パスワードをクラウド等に保存していたものが 1 件、金融機関を装う電子メールによるフィッシングが 1 件であった。

令和 3 年は前年と比較し、大幅に被害が減少しているものの、全国では、

宅配業者、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する電子メールやショートメッセージ（SMS）による被害が発生していることから、引き続き、注意が必要である。

警察では、宅配業者、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する電子メールやショートメッセージ（SMS）による被害に遭わないために

- ショートメッセージで届いたメッセージは、不正送金のフィッシングの可能性が極めて高いので、疑ってかかること
- メッセージにあるリンクをクリックしないこと
- クリックしてしまっても、インターネットバンキングのID・パスワードは入力しないこと

を呼び掛けている。